

# 平成30年11月市議会建設水道委員会資料

## 第119号議案

### 平成30年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

#### 目次

	ページ
《4款 衛生費 3項 上水道費》	
水道事業会計繰出金について .....	1～4

上下水道局

平成30年11月



## 水道事業会計繰出金について

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
34~35	4 衛生費	3 上水道費	1 上水道費	1-1	繰出金 水道事業会計繰出金	千円 3,770

### 1 概 要

平成30年7月豪雨により、中国地方を中心に水道施設についても甚大な被害が生じ断水が発生したため、被災都市のうち広島県三原市において応急給水活動を行った。

長崎市が行った応急給水活動は、災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応援にあたり、応急給水活動に要した経費については、広島県から長崎県を通じて長崎市の一般会計へ支払われ、広島県においては国庫負担がなされることとなる。

応急給水活動に要した経費については、水道事業会計において負担しており、一般会計からの繰出しにより財源を補填するため、水道事業会計繰出金（補助金）の増額補正を行うもの。

### 2 活動内容等

- (1) 活動内容 給水車2台による拠点給水等
- (2) 派遣期間 平成30年7月9日～7月27日（19日間）
- (3) 派遣先 広島県三原市
- (4) 派遣人員 38人（1日に6人体制での給水活動）
- (5) 応急給水活動に要した経費
 

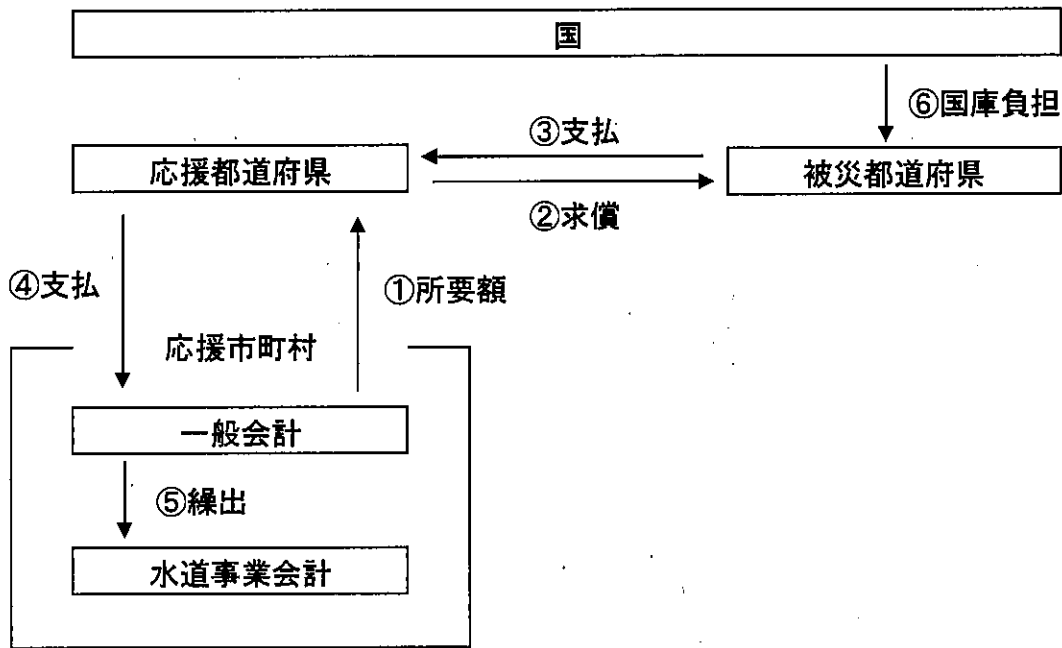
ア 旅費	1,574,940 円
イ 時間外勤務手当	1,170,751 円
ウ 宿舍借上料	805,100 円
エ その他（燃料費等）	219,060 円
計	3,769,851 円

### 3 補正額及び財源内訳（平成30年7月豪雨応急給水活動に係る部分のみ）

（単位：千円）

区 分	繰 出 金 (補 助 金)	財 源 内 訳				
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
当初予算額	—	—	—	—	—	—
補 正 額	3,770	—	3,770	—	—	—
計	3,770	—	3,770	—	—	—

【参考1】災害救助法に基づく経費の費用負担の流れ



【費用負担の流れ】

- ①応援市町村が応援に要した所要額を報告する。
- ②応援市町村管轄の都道府県が所要額を取りまとめて被災都道府県に求償する。
- ③被災都道府県は求償額を応援市町村管轄の都道府県に支払う。
- ④応援市町村管轄の都道府県は市町村に支払いを行う。
- ⑤その後一般会計から水道事業会計へ繰出しを行う。
- ⑥被災都道府県には最終的に国庫負担がされる。

「参照」

災害救助法

第3条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第4条第1項 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)～(10) 略

第13条第1項 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

第18条第1項 第4条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

第20条第1項 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

第21条第1項 国庫は、都道府県が第18条の規定により支弁した費用及び第19条の規定による補償に要した費用（前条第1項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第4項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上と



なる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第1条第1項第5号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の100分の2以下であるときにあっては当該合計額についてその100分の50を負担するものとし、収入見込額の100分の2を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の定めるところによるものとする。

- (1) 収入見込額の100分の2以下の部分については、その額の100分の50
- (2) 収入見込額の100分の2を超え、100分の4以下の部分については、その額の100分の80
- (3) 収入見込額の100分の4を超える部分については、その額の100分の90

### 【参考2】 応急給水活動の写真





#### 4 水道事業会計繰出金内訳表

(単位：千円)

区分	対象事業名等	内 容	当初予算額	補正額	計	
負担金、補助及び交付金	補 助 金	国庫補助対象事業 (平成元年度以前の水源開発分)	1,115	—	1,115	
		企業債利息	15,205	—	15,205	
		簡易水道事業(旧町地区分)	16,801	—	16,801	
	児童手当	児童手当の給付に要する経費の一部	11,866	—	11,866	
	平成30年7月豪雨に係る経費	平成30年7月豪雨に係る災害応急対策等に要する経費	—	3,770	3,770	
	計 ①		44,987	3,770	48,757	
投資及び資金	出 資 金	基幹水道構造物の耐震化事業	浄水場・配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業	77,100	—	77,100
		水道管路の耐震化事業	水道管路の耐震化事業	260,300	—	260,300
	出 資 金	企業債償還金	国庫補助対象事業 (平成元年度以前の水源開発分)	32,923	—	32,923
			国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	43,645	—	43,645
			簡易水道事業(旧町地区分)	65,410	—	65,410
市町村建設計画に伴う事業	市町村建設計画に伴う合併特例事業に要する経費	224,100	—	224,100		
	計 ②		703,478	—	703,478	
合 計 (①+②)			748,465	3,770	752,235	